

資料
No. 5

雇用保険制度について（たたき台）

雇用保険制度について（たたき台）

1 平成23年度末までの暫定措置について

【検討の方向性】

- 非正規労働者に対するセーフティネット機能を強化するため、平成23年度末までの暫定措置として、個別延長給付の創設や雇止め等により離職した有期契約労働者の給付日数の充実等の措置を講じている。

足元の雇用失業情勢は一部に持ち直しの動きが見られるものの、依然として厳しい状況にあり、また、急激な円高の進行・高止まりや海外経済を取り巻く不透明感等が日本経済に悪影響を与えるおそれもあることも踏まえ、基本的には、これらの暫定措置を延長すべきと考えるがどうか。

- ただし、その際には、これらの暫定措置の効果や求職活動実態等を踏まえつつ、必要な見直しは行うべきと考えるがどうか。

2 高年齢雇用継続給付について

【検討の方向性】

- 雇用確保措置の義務年齢が平成25年度には65歳まで引き上げられることとなるが、高年齢雇用継続給付については、実態として労使間で広く定着し、高齢者雇用の促進に重要な役割を果たしている現状を踏まえ、当面の間は存置することとし、今後の高齢者雇用の動向に注視して改めて再検証すべきと考えるがどうか。

3 財政運営について

（1）雇用保険の財政運営について

① 失業等給付に係る国庫負担について

【検討の方向性】

- 失業等給付に係る国庫負担については、平成19年度から暫定措置として、法律の本則（1/4）の55%（13.75%）とされている。

- 雇用保険の保険事故である失業については、政府の経済対策・雇用対策と関係が深く、政府もその責任を担うべきであるから、雇用保険法附則第15条の

「できるだけ速やかに、安定的な財源を確保した上で（中略）暫定措置を廃止するものとする」との規定に基づく措置を講ずるべきと考えるがどうか。

② 平成24年度の失業等給付に係る雇用保険料率について

【検討の方向性】

- 基本となる失業等給付に係る雇用保険料率については、平成23年の法律改正により、平成24年度以降14／1000に引き下げられている。
- 平成24年度の失業等給付に係る雇用保険料率については、現下の雇用情勢は依然として厳しい状況にあるものの、失業等給付の収支の見通しや積立金の状況を勘案し、弾力条項の発動によって、現行の1.2%から更に引き下げるべきと考えるがどうか。

(2) 雇用保険二事業に係る財政運営について

【検討の方向性】

- 雇用保険二事業については、平成22年度及び23年度の2年間に限り、雇用調整助成金等の支出に要する場合に用途を限定して、失業等給付の積立金からの借入を可能にする暫定措置を実施しており、平成22年度の決算後においては、雇用安定資金残高は3,895億円となったところであるが、平成23年度末（3次補正予算後）では1,602億円、平成24年度末（概算要求ベース）では201億円の見込みとなっている。
- 現下の雇用失業情勢が依然として厳しく、円高の影響等による雇用失業情勢の悪化懸念が依然残っている状況も勘案し、雇用調整助成金の支出が急激に増大する懸念に備えた財源確保のため、借入に係る暫定措置を延長すべきと考えるがどうか。
- なお、雇用保険二事業については、PDCAサイクルによる目標管理の徹底に努めてきたところであるが、現在の雇用安定資金残高も踏まえれば、今後、更なる効率化・重点化により不要不急な事業の廃止を行う等、これまで以上に厳しい見直しを行うことが必要と考えるがどうか。

4 その他継続検討とされている論点について

(1) 基本手当の水準（給付率、給付日数）について

【検討の方向性】

- 基本手当の水準（給付率、給付日数）については、充実を図るべきとの意見がある一方、近年の制度改正の影響等を慎重に見極めるべきとの意見があること等も踏まえ、引き続き、今後の在り方を検討していくべきではないか。

(2) マルチジョブホルダー、65歳以上への対処及び教育訓練給付について

【検討の方向性】

- マルチジョブホルダー、65歳以上への対処及び教育訓練給付への対応については、今後の雇用失業情勢や社会経済情勢等を勘案しつつ、今後は、中長期的な観点から議論していくべきではないか。

